平成２９年（フ）第６１９号
広島市中区東白島町18番14―401号
債務者　大庭　章子
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６６１号
広島市中区住吉町10番２―401号
債務者　山本　保親
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６６２号
広島市中区住吉町10番２―401号
債務者　山本　文子
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１９０号
香川県小豆郡土庄町淵崎甲2210番地
債務者　向井　啓子（旧姓平井）
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第２０４号
長崎県長崎市西山２丁目28番７―402号
債務者　西村　洋一
1　決定年月日時　平成29年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２９５号
熊本市北区高平３丁目44番27―603号　サンリラ清水町
債務者　鬼塚　澄子
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３６号
大分県玖珠郡玖珠町大字塚脇763番地　ガーデンパレス　Ｊ棟
債務者　日隈　博文
1　決定年月日時　平成29年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２９年（フ）第５４号
鹿児島県曽於市大隅町岩川5011番地１（７棟201）
債務者　野元　朋子
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２９年（フ）第１０７号
青森県三戸郡階上町蒼前西２丁目９番地825
債務者　盛　あけみ
1　決定年月日時　平成29年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第６２号
群馬県桐生市境野町７丁目206番地の４　Ｋコーポ　Ｃ―Ｆ
債務者　岡部　由美（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成29年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２９年（フ）第２０９号
山梨県甲府市下石田２丁目16番１―13号
債務者　青柳　美香
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第４７号
三重県伊賀市荒木325番地の１　第１荒木コーポ204号室
債務者　佐々野大輔
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２９年（フ）第１３６号
三重県四日市市楠町北五味塚2014番地４　レジデンス北五味塚102
債務者　森田　英夫
1　決定年月日時　平成29年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第１３８号
三重県四日市市曙２丁目１番２―102号　ワイズタウン
債務者　木下栄吉こと　朴　　栄吉
1　決定年月日時　平成29年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第１４３号
三重県桑名市長島町西外面1529番地
債務者　森下　朱美
1　決定年月日時　平成29年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第１４６号
三重県四日市市東日野１丁目４番37号　アイルーム東日野105、前住所三重県四日市市曙１丁目４番２―404号　市営住宅（前々住所）三重県四日市市中浜田町１番８号
債務者　野田　貴大
1　決定年月日時　平成29年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
津地方裁判所四日市支部破産係